

学校法人ガバナンス改革会議 第7回
文部科学省関係者に対するヒアリング用の参考資料

2021年10月15日
八田進二 松本美奈

目的：監督・経営を分離する。経営陣の利益相反・自己監視を排除する。
税制優遇を受ける学校法人にふさわしい体制を構築する。

1 近時の大学における不祥事の様況(広く報道された主な事案)

- ① 学校法人明浄学院(2019年)；大阪観光大学
理事長らの業務上横領事件など
- ② 学校法人文理佐藤学園(2015年)；西武文理大学
父親が学園の創始者・理事長、母親が常務理事を務める娘の学園長による不正な海外出張費
- ③ 学校法人嘉悦学園(2016年)；嘉悦大学
嘉悦学園の創始者一族(理事長ら)への不正支出
- ④ 学校法人茶屋四郎次郎記念学園；東京福祉大学
理事長・総長の教職員に対する強制わいせつ罪等での逮捕・実刑判決(2008年)
なお、出所後、再び、理事長・総長に就任(現在に至る)
通学実績のない留学生の受け入れ(2018年)
- ⑤ 学校法人日本大学(2018年、2021年)
アメリカンフットボール部における反則行為問題(2018年)
大学附属病院の建替え工事を巡る理事らの背任容疑(2021年)
- ⑥ 学校法人東京医科大学(2018年)
自身の息子の不正入試に関して文科省の局長が受託収賄で逮捕
一般入試において、女子受験生および多浪生に対する不当な扱い
- ⑦ その他、受験生に対する差別的扱いのなされた大学
昭和大学医学部(2019年)
聖マリアンナ医科大学(2019年)
順天堂大学(2019年)

2.文科省に対して希望するヒアリングの内容

- (1)過去 10 年程度の間で、文科省が把握している大学における不祥事の全体像について確認したい(資料の作製をお願いします)。中でも、理事長ないしは理事会が当該不祥事に対して、どのような関係にあったのか(すなわち、当該不正の当事者か否か)について、説明願いたい。
- (2)不祥事が顕在化している大学の多くは、創立者一族が、当該不正に直接関与していることから、現時点において、法人の創立者ないしその一族が、理事長を務めている大学は、何校位あるのか。
- (3)これまでの文科省での対応状況についての確認
 - ①私学法第 60 条第 9 項に基づく役員への解任勧告事案はゼロ。
 - ②私立学校法第 37 条第 3 項第 5 号に基づく監事からの報告事案は、3 件。上記の対応は、私学法の施行以来すべての実数なのか。
- (4)現在、法人の「寄附行為」は、文科省の「認可事項」であるが、認可した寄附行為に定めるガバナンス体制が機能していないことに対して、文科省の責任はどのように理解しているのか。
今後、「寄附行為」について、文科省に対しての「届出事項」とする考え方については、何か問題はあるのか。
- (5)文科省として、各大学のガバナンスの実効性についての監督ができていないことが、理事長の暴走を容認する結果となっているのではないか。
- (6)「学校法人明浄学院」の不正事案について。
元理事長による、巨額の不正問題については、早くから、理事会軽視とともに、独断専横による理事会の支配が指摘されていたが、文科省は、そうした事実について、いつ、どのような形で知ることとなったのか。
結果的に、元理事長は、業務上横領罪で実刑判決を受けているが、そうした状況下で、文科省は、いかなる対応を講じてきたのか。
- (7)学校法人日本大学における不祥事等について。
アメフト部の危険タックル問題では、ガバナンスの不備が批判を浴びたが、今回またしても東京地検による強制捜査という事態に至った。この間、監督官庁として日本大学のガバナンス強化についてどんな指導を行い、どう改善がなされたのか。文科省による指導と日本大学の対応を時系列で説明すること